学校法人香川栄養学園役員等報酬規程

(目的)

第1条　この規程は、学校法人香川栄養学園(以下「本法人」という。)の理事、監事および評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　本規程において以下の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員　　理事および監事を委嘱された者。

(2)学内理事　　理事のうち法人職員である者。

(3)学外理事　　理事のうち法人職員でない者。

(4)評議員　　評議員を委嘱された者。

(5)報酬　　役員または評議員としての職務遂行の対価として支給される金銭をいう。

(役員等に支払う報酬の種類)

第3条　本法人が役員および評議員に支払う報酬は次の4種とする。

(1)役員報酬

(2)理事期末手当

(3)評議員報酬

(4)退任慰労金

(役員等報酬の支給対象者)

第4条　役員等報酬は次の者に支給する。

(1)理事

(2)監事

(3)評議員

(役員報酬の金額)

第5条　学内理事(役付理事含む)に支給する役員報酬の月額は、次のとおりとする。

(1)理事長　　月額　金 261, 000 円

(2)常務理事　　月額　金 162, 000 円

(3)学内理事　　月額　金　72, 000 円

2　学外理事には、役員報酬として、理事会出席の都度、金 10,000 円を支給する。

3　監事には、役員報酬として、年額金 1,020,000 円を7月と 12 月に支給する。

(役員報酬の支給日)

第6条　前条第 1 項の役員報酬は、当月の1日から末日までを支給期間とし、当月の 20 日に支

給する。ただし、支給日が土曜日または休日にあたるときは支給日をその前日、支給日が日曜日にあたるときはその前々日に繰り上げる。

(理事期末手当の支給等)

第7条　理事期末手当は、常勤役員に対してこれを支給する。

2　理事期末手当の金額は、下表のとおり算出する。支給率は職員の期末手当の支給率を参考に、経営状況を勘案し、理事期末手当をその額の100分の20の範囲内で、増額または減額することができる。

理事長	第 5 条第 1 項第1号の金額　×　支給率
常務理事	第 5 条第 1 項第2号の金額　×　支給率
学内理事	第 5 条第 1 項第3号の金額　×　支給率

3　理事期末手当は、議案を審議決定した翌月に支給する。

4　理事期末手当の支給は、理事会で決定する。

なお、理事会で審議後の軽微な変更については、常任理事会で審議決定することができる。

(評議員の報酬)

第8条　評議員には、評議員報酬として、評議員会出席の都度、金 10,000 円を支給する。

(退任慰労金)

第9条　役員等に支給する退任慰労金については、学校法人香川栄養学園退任慰労金に関する規程の定めにより支給する。

(旅費・慶弔金)

第 10 条　役員が職務の執行に当たって出張する場合は、学校法人香川栄養学園役員出張旅費基準により旅費等を支給する。

(公表)

第 11 条　本法人は、この規程をもって私立学校法第 137 条に準じ報酬額等の支給の基準を公表する。

(予算)

第 12 条　役員報酬の予算編成・執行は、総務部総務課で実施する。

(その他の事項)

第 13 条　本規程に定めのない事項は、その都度理事会で審議して決める。

（規程の改訂）

第 14 条　この規程の改廃は評議員会の意見を聴いた上で、理事会で行う。

付 則　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。
　　この規程は、令和2年　4 月　1日より実施する。
　　この規程は、令和7年定時評議員会終了時より実施する。

【令和 8 年 6 月 16 日理事会で確認】